

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について【別添1】

令和4年3月7日
白山市教育委員会

3月4日開催された第57回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内全域を対象として3月6日(日)までの間適用されている「まん延防止等重点措置」が3月21日(月)まで延長されることが確認されました。

感染防止対策については、これまで、2月24日(木)付通知などにより、その徹底を図るよう求めてきたところですが、引き続き教職員一丸となって感染症対策にあたっていたきたいと思います。また、児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

記

1 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 感染リスクの高い学習活動について

- ・以下に示す学習活動は控える。
 - 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
 - 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
 - 児童生徒が密集したり接触したりする運動

(2) 飲食を伴う場面について

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、会話を控える。
- ・学校のランチルーム等においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用、普段会わない人や5人以上の人数・長時間での飲食は自粛する。

(3) 部活動について

- ・県内外での合宿、市内外の学校同士の練習・練習試合は当面禁止する。(自校での練習のみ可)
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・陽性者が部活動に参加していた場合は、その部活動を1日～2日間停止する。
- ・大会等に参加する場合は、11月10日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する。

(4) その他校内における感染対策について

- ・日常的に行われている他学年との交流活動・場面(例えば、縦割り清掃・クラブ活動・児童会生徒会活動等)については、できるだけ控える。
- ・学校施設の状況に応じて、他学年との交流が低減できるよう可能な限りゾーニング等の工夫をする。(例えば、使用する階段を学年によって分ける、ノーチャイムとして休み時間の時間をずらす等)

2 基本的な感染症対策について

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・症状は出ていないが、同居の家族がPCR検査を受ける場合も登校を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・県外との不要不急の往来を自粛する。

3 連絡体制について

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者に徹底する。
- ・休日等においても、保護者からの検査結果（陽性が判明したとき等）の連絡が学校（管理職等）に届くようにする。

4 臨時休業等によるオンライン授業の実施について

- ・陽性者が判明し、臨時休業（学年・学級含む）の措置を行う場合、対象児童生徒全員が自宅でのオンライン授業を実施する準備を整える。
- ・GIGA端末持ち帰りの際には、充電庫からアダプターをはずし、併せて持ち帰る。
- ・時間を決めて、朝の会等による健康観察を実施する。つながらない家庭には、電話連絡で対応するなど配慮する。
- ・オンライン授業（ハイブリッド型の授業を含む）の内容、時間については、各校の実情に応じてできる範囲で実施する。
- ・通信速度などの事情で自宅でのオンライン授業を受けることが難しい場合や、自宅では集中できない場合、または、上手く接続できない場合は、学校に登校してオンライン授業を受けることも可とする。

5 ワクチン接種への正しい理解の促進等について

- ・9/10付「新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別の防止等の徹底について」の資料等を活用し、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。
- ・新型コロナワクチン接種及び接種後の体調不良により学校を欠席する場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合と同様に欠席扱いにはならない。